「施策・事業の見直し（試案）」について各局・区とのオープン議論

平成24年４月18日（水）

大阪市役所　本庁舎屋上（Ｐ１）階会議室

「住まい情報センター事業」

続いて、都市整備局・区の住まい情報センター事業です。最初に改革ＰＴから見直しの趣旨を説明をいたします。

（改革ＰＴ）　事業再構築担当部長の長沢でございます。

住まい情報センターですけれども、住まいに関する各種の情報を総合的に提供するということを目的に、北区の天神橋６丁目に施設を所有しておりまして、住まいの相談事業、それから普及啓発事業、そして住まいのミュージアムの管理運営を実施しているところでございます。

見直しの考え方ですけれども、住宅情報の提供は民間に任せて廃止をする。また、相談啓発事業については区民に身近な区役所へ移管をして、地域の実情に応じて対応していく。専門的な相談については複数連携で対応するなど、効率的に実施をしていく。また、住まいのミュージアムにつきましては、より展示を生かすという観点から、他の博物館との統合、また、それがならない場合にはもう廃止をしていくということで、移管、廃止後の施設につきましては賃貸、または売却をしていくということでございます。

実施時期につきましては、指定管理が終了いたします平成28年度ということで考えております。

以上でございます。

（事務局）　続きまして、試案に対する所管局の見解表明を願います。

（都市整備局・区）　都市整備局長の松山です。よろしくお願いいたします。

住まい情報センター事業につきましてでございますけれども、お手元資料36ページをごらんいただきたいと思います。繰り返しになりますけれども、住まい情報センターでは住まいに関する各種の情報を総合的に提供するとともに、大阪の住文化に関する資料の収集、保管及び展示を通じまして、市民の住生活の向上なり市内居住の促進等に寄与することを目的として設置をしておるものでございます。

そこにもございますように、平成22年度実績でございますが、公的賃貸住宅や各種の住宅制度等々の制度、施策等についての情報提供件数が約４万9,000件、相談員及び専門家による相談件数が約6,000件、セミナー等の普及啓発事業の参加者数が約8,000人、ライブラリーの利用者数が約４万4,000人となっております。

それから、ミュージアムにつきましては、趣向を凝らした企画展の開催でありますとか、ボランティアの協力によるイベントの充実によりまして、お手元資料37ページの一番下でございますけれども、入館者数の推移ということがございます。近年、入館者数は増加傾向にございまして、平成22年度は約21万人となっております。今、長沢部長からもお話がございましたように、今回示されたＰＴ試案につきまして、都市整備局としての考え方を資料に沿って御説明をさせていただきます。

中ほどの①住宅情報の提供についてということですが、ＰＴ試案では民間に任せ廃止するとされておりまして、都市整備局といたしましても、民間の新築物件や空き家情報など、物件情報の提供につきましては民間で実施されているところもございます。民間で実施していただくことといたしたいと思います。しかしながら、市営住宅等の公的賃貸住宅でありますとか、それから住宅制度や税制、融資等の各種制度、施策についての情報提供につきましては、次に②で御説明をいたしますけれども、相談啓発事業とあわせまして、より市民、区民に身近な区役所において実施する必要があると考えております。

②の相談啓発事業につきましてですが、ＰＴ試案では区役所へ移管し、地域の実情に応じて対応するとされておりまして、局といたしましても一般的な相談対応やセミナーなどの普及啓発事業につきましては、より市民、区民に身近な区役所において地域の実情に応じて実施することが望ましいと考えております。

しかしながら、その場合、枠囲みにございます課題として取りまとめておりますとおり、さまざまな法律の改正や住民ニーズの変化に的確に対応するため、相談ノウハウの蓄積が必要であることから、区役所で行います相談啓発事業をサポートする何らかの仕組みが必要ではないかと考えております。サポートの仕組みといたしまして、相談データベースの構築、共有やＦＡＱ、相談マニュアルの策定、そしてこうしたことを大阪府、大阪都といいますか、こちらにおける一元的な支援窓口において対応することなどを現在、カウンターパートでございます大阪府住宅まちづくり部と検討をしているところでございます。

次に、37ページに移っていただきまして、③の専門的な相談についてでございますが、ＰＴ試案では複数区連携で対応するなど、効率的に実施するとされておりまして、局といたしましても、区役所単独での対応が困難なより高度で専門的な相談につきましては、今後ますます重要になってくるものと考えられますことから、効率的に対応できる相談窓口が必要であると考えております。

現状、他の市町村の相談窓口で対応できない専門的な相談につきましても住まい情報センターで対応するケースも多く、平成22年度の住まい情報センターでの相談のうち、約12％が市外居住者からの相談となっているところでございます。そのため大阪府、ないしは大阪都における一元的な専門相談窓口で対応することや、あるいは複数区や市町村の連携により対応することなど、効率的に実施する方策について、先ほどの支援機能とあわせて、現在、カウンターパートである大阪府と検討いたしておるところでございます。

相談普及事業のイメージということですけれども、真ん中にイメージ図を入れております。一般的な相談対応でありますとか、セミナーなどの啓発事業につきましては、市民に身近な基礎自治体であります区役所や市町村が行うことといたしております。

また、基礎自治体での相談、啓発事業をサポートいたしますため、大阪府、ないしは大阪都や基礎自治体連携による一元的な支援窓口により、基礎自治体から相談データや啓発事業の情報ニーズなどの提供を受け、その上で相談データベースを構築し、基礎自治体と共有したり、また、相談マニュアル等を活用した職員研修を実施するなど、こういった対応をすることといたしております。

また、基礎自治体での対応が困難なより高度で専門的な相談への対応につきましても同様に、一元的な相談窓口において対応してまいることといたしたいと考えております。

最後に④の住まいのミュージアムにつきましてでございますが、ＰＴ試案ではより展示を生かす観点から、他の博物館との統合、または廃止とされておりますが、局の考え方について御説明をいたします。

平成13年度に開館いたしました住まいのミュージアムにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、入館者数は平成22年度まで年々増加をしてきております。また、昨年度につきましても約20万5,000人の方々に御来館をいただき、開館以来の入館者数は約180万人を達成をいたしておりまして、今年度中には200万人に達する見込みでござ

います。

また、小中学生の入館者につきましては、小学校３年生の社会のカリキュラムで昔の暮らしというのがございまして、この大阪の暮らしの歴史等を学習するための体験学習として、この住まいのミュージアムを見学し、受講していただくなど、昨年度では約460校、３万1,000名の子供たちに御利用をいただいております。

さらに外国人の入館者につきましても、昨年度におきましては１万2,000人を超える多数の方に御来館をいただいてるというデータもございます。

こうしたことから、都市魅力施設の一つとしての役割を十分に果たしているものと認識をいたしております。

府市統合本部におきましても、都市魅力施設の一つとして、他の博物館群との一体的管理の検討を行うこととなっておりまして、局といたしましても、より展示を生かす観点から廃止をするということではなく、他の博物館施設との一体的な管理、あるいはトータルマネジメント、こういったことについて検討してまいりたいと考えております。

以上で都市整備局からの説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

（事務局）　フリー形式での議論を開始します。時間は13分から15分です。予定時間を超過した場合、合図をさせていただきますのでよろしくお願いします。

（改革ＰＴ）　基本的な方向性は同じと考えさせていただいていいかと思うんですが、市営住宅の情報提供、これはもちろん市営住宅、やっていかないといけないと認識しておりますので、それと情報、相談等のあり方ですけれども、これも大阪府なりと議論を進めていただきたいと思います。また、府のほうになるのか、複数区連携になるのか、そのあたりも含めて効率的な運営をお願いしたいと思っております。

それと、ミュージアムの関係ですけれども、最終的には魅力部会なりの御判断ということになろうかと思うんですけれども、こういった施設、やはり基礎自治体としてはなかなかもう持つことはできないということですので、都市魅力のほうの議論の成り行きによりましては廃止ということもあろうかと思いますので、そのときはまた御協力をしたいと思ってます。

（都市整備局・区）　今、住宅情報の提供でありますとか、あと相談啓発事業、専門的な相談につきましては、長沢部長がおっしゃられたとおり、私どもも同様の考え方です

が、ただ、各区役所で実施をする場合でありますとか、そういったもの、そういった各区で実施をする部分につきまして、何らかのやはりサポートをする体制が必要であると、そういった支援窓口といいますか、専門相談窓口といいますか、そういったものが必要であるということについてはぜひとも御理解をいただきたいと思っております。いずれにしても、これにつきましてはカウンターパートであります大阪府と現在検討をしております。そういった中で改めて御相談をさせていただきたいと思っております。

それから、住まいのミュージアムということですけれども、府市統合本部の都市魅力施設の一つとしてということでございます。同様の施設として歴史博物館等々もございます。大阪市が持つかどうかということは別にして、何らかの形でそういうふうな機能というものについては残していきたいという思いを持っております。他の博物館施設との一体的な管理といいますか、トータルマネジメントを進める中でこういった施設については残していきたいと思っております。とりわけこの館の趣旨といいますか、来館された方々に大阪の住まいと暮らしを単に見るということだけではなくて、学術的な検証のもとに実物大に復元された江戸時代の町並みなどで体感をするということによって、知的な感動を得ると同時に、都市に住まう魅力というものを発見して、楽しく学んでいただくと、こういった施設と考えております。

そういう意味では大阪、大阪市がといいますよりも大阪都も含めてですけれども、大阪の都市居住文化を広く発信するというものについては引き続き大切な事業であると、事業といいますか、大切な施設であると我々は考えております。そういったところについては十分な御理解をいただければと思っております。

（改革ＰＴ）　今、おっしゃっていただいた住まいのミュージアムについては、これ統合本部のＡ項目ということですんで、６月に一定の方向性が出されると思いますんで、その中で十分御議論いただければなと思っております。我々はむしろそこにゆだねたいといいますか、ただ、結果としてその結果ということになれば、それはどうするかという御判断、それは我々としては残すということにはならないだろうなということが１点と。

それともう一つは、相談啓発事業について、これ我々ＰＴ試案としても実施時期としてトータルで指定管理期間がありますんで、28年度にしておりますが、ここに具体的に書いていただいてるデータベースの話なり、マニュアルの話云々、これについても

明確な期限をできれば決めてやっていただきたいなと思ってます。というのは、市政改革プラン案では区役所のインターフェイス機能というのを打ち出しておりまして、やはりここに書いていただいてるように、住民に身近な区役所で第１次的な相談機能というのは果たしていただくということを打ち出しておりますんで、まさにその流れにフィットしてることかなと思いますんで、決して28年度ということではなく、できるところから速やかにやっていっていただくリーディングケースみたいな形を目指してやっていただければなと思っておりますんでよろしくお願いします。

（都市整備局・区）　今、市政改革室長の御意見につきましては我々も十分認識しております。指定管理の期間ということですので、その期間内にその分については指定管理者からめくってしまうということではないですけれども、ということにもならないと思いますが、並行して各区でこういった相談啓発事業といいますか、こういったことができるように、我々としてもできるだけ早急に、今、相談データベースの構築でありますとか、ＦＡＱ、相談マニュアル等についても作成して、ちょっとダブるといいますよりも、むしろ区でそういったことが進めていけるようにということで、それは並行してということになりますけれど、そういったことはできるだけ早急に進めていきたいと思います。

また、府市統合本部での都市魅力施設の部分につきましては、我々、その議論の中でできるだけ我々の意見を反映をするように我々としても今後も取り組んでまいりたいと思いますし、ただ、その結果は結果として、それはまた改めてということでよろしくお願いいたします。

（改革ＰＴ）　きょう区長さんも来ていただいてますけれども、区長会とインターフェイスについてはしっかり御議論いただくようにお願いしておきます。

（事務局）　それでは議論を終わります。